

第4章

環境配慮行動指針

I. 主体ごとに配慮すべきこと

第3章で掲げた目標を達成しながら、帯広市とその周辺地域、そして地球の環境保全を進めていくためには、「市民の立場から」、「事業者の立場から」、「環境NGOの立場から」、「行政の立場から」、常に環境に配慮していかなくてはなりません。

ここでは、環境に配慮すべきことについて整理していきます。

1. 市民が配慮すべきこと

今日の環境問題の多くは、市民一人ひとりの日常の生活に伴って生じる環境への負荷が大きな原因となっています。

このため、市民は自らの生活が環境に与えている負荷の大きさを十分に認識し、地域社会や行政などと協力連携して環境の保全と創造のための取り組みを推進していくことが期待されます。

2. 事業者が配慮すべきこと

経済活動の大きな部分を占める事業者の取り組みは、環境の保全と創造の推進にとって特に重要であり、事業者は、自らの事業活動に伴う環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずるなど、地域社会の一員として、環境の保全と創造のための社会的責任を果たすことが求められています。

このため事業者は、地域住民・市民・環境NGO・周辺町村・行政と協力連携し、環境の保全と創造のための取り組みを推進していくことが期待されます。

3. 環境NGOが配慮すべきこと

市民や事業者によって組織され、環境の保全と創造のための活動を自主的、非営利的に行っている民間団体は、環境の保全と創造を進めていくうえで極めて重要な役割を担っています。

このため、環境NGOは、市民・事業者・周辺町村・行政と協力連携し、環境の保全と創造のための取り組みを推進していくことが期待されます。

4. 行政が配慮すべきこと

環境の保全と創造を推進するためには、地域における取り組みが不可欠であり、地域における行政施策をいかに推進していくかが重要です。

このため、行政では、それぞれの地域特性に応じて、環境の保全と創造に関する総合的な計画などの策定を行うとともに、市民・事業者・環境NGO・周辺町村と協力連携し、環境の保全と創造のための取り組み、及び環境保全への配慮を推進していきます。

II. 地区ごとに配慮すべきこと

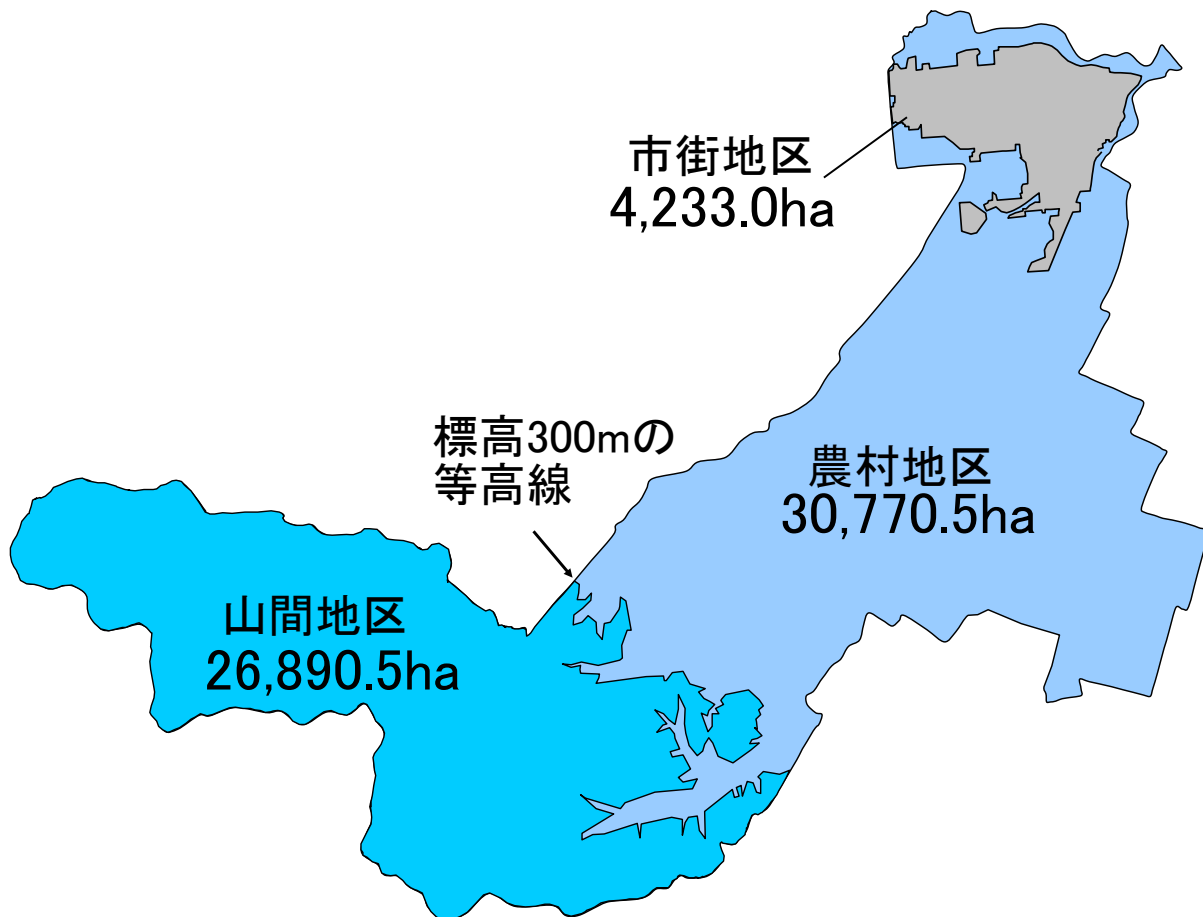
1. 地区の区分

帯広市の豊かな自然環境を保全し将来にわたって継承していくためには、市内全域のさまざまな活動に際して、その環境特性に応じた配慮が必要となります。

ここでは、市内全域の開発などにあたって適用される法令や土地利用計画、都市計画との整合を図りながら、帯広の豊かな自然を守り育てていくために、地域の環境特性に応じた配慮事項を示します。

この地域別環境配慮事項を整理するため、市内全域を以下の3つの地区に区分し、それぞれの環境特性を整理しました。そして、開発事業などを行う際にどのようなことに配慮していくべきなのかを、地区の特性を踏まえながら地区ごとに整理しました。

地域別環境配慮事項を整理するための地区区分



2. 地区の特性

◆市街地区

- ①市街化区域に相当し、面積は市の約 6.8% 足らずですが、市民の 9 割以上が居住する人口密集地域です。
- ②市街地の産業は、大規模な製造業などは少なく、商業、サービス業などの第 3 次産業が多くを占めています。
- ③市街地の主な緑地は、十勝川沿いに残るわずかな河畔林と都市公園です。
- ④大気環境、騒音、水質は概ね良好ですが、継続的な監視と改善活動が求められています。
- ⑤市内小河川は人工的なものとなっています。

◆農村地区

- ①広大に広がる農地を中心とした地域で、市域の約 50% を占めています。
- ②古砂丘や十勝坊主といった特徴ある地形構造物を始め、埋蔵文化財や防風保安林などの文化財も多く残されています。
- ③帯広市の空の玄関「とから帯広空港」があります。
- ④市の基幹産業である畑作、畜産が営まれている地域です。
- ⑤広大な農地と防風保安林、背後の山地は、特有の農村景観を形成しています。

◆山間地区

- ①市の約 43% は標高 300m 以上の地域です。
- ②多くの野生生物の生息地域であり、山間地域の 27% は国定公園にも指定されています。
- ③十勝川水系の源流域の一部に当たります。

3. 開発事業に対する考え方

帯広市内で開発事業を行う事業者は、事業実施に当たって以下の事項をチェック項目として活用し、環境への影響緩和（ミティゲーション）の考え方に配慮しつつ、環境への負荷軽減をめざします。

●人と生きものがともに快適に暮らせるまちづくり（生きものとの共生）

市街地区	農村地区	山間地区
(各地区共通)		
○現存する林をやむを得ず伐採する際には、その同面積以上の林を代償地として新たに造成し育成すること。		
<ul style="list-style-type: none"> ○現存する河畔林及び自然草原の保全に努めること。 ○生物の生息環境に配慮した道路工事や河川整備に努めること。 ○河川事業においては、自然に配慮した工法を積極的に採用すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○道路などの整備により、やむを得ず森林などの連続性が分断される場合には、動物の移動経路を確保すること。 ○野生動物との交通事故防止をめざした道路整備を行うこと。 ○河川事業においては、自然に配慮した工法を積極的に採用すること。 ○貴重・希少な野生生物の分布状況を把握し、その生育と生息環境の保全に努めること。 ○工事の実施に当たっては、濁水などの流出防止に努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○豊かな生態系が保持されている原生的な自然を有する地域を保全すること。 ○貴重・希少な野生生物の分布状況を把握し、その生育と生息環境の保全に努めること。 ○現存植生を極力残存させること。 ○水辺の改変に当たっては、自然に配慮した工法の採用に努めること。 ○切土・盛土などに当たっては、地形・地質などの自然条件を考慮し、地形の改変を極力避けること。 ○急傾斜地や地すべりなどが発生するおそれのある地盤などについては、崖崩れや土砂流出が生じないようにその防止に努めること。 ○工事の実施に当たっては、濁水などの流出防止に努めること。 ○野生生物の生育・生息環境に配慮した工事工程・工法などを採用すること。 ○道路などの整備により、やむを得ず森林などの連続性が分断される場合には、動物の移動経路を確保すること。

●みんなが安心して暮らせるまちづくり（公害規制）

市街地区	農村地区	山間地区
<ul style="list-style-type: none"> ○工事の実施に当たっては、騒音・振動などの低減に努め、生活環境への影響を防止すること。 ○掘削工事や盛土工事などに当たっては、地盤変状や地盤沈下の防止に努めること。 ○環境汚染のおそれのある化学物質を排出（製造）する施設を建設する場合は、十分な情報公開を行うとともに、周辺の生活環境への影響を防止する措置を講じること。 ○違法建設廃材など産業廃棄物の処理処分に当たっては環境への影響の防止に努めること。 ○雨水の処理に当たっては地下浸透方式などを積極的に導入すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○工事の実施に当たっては、騒音・振動などの低減に努め、周辺の生活環境への影響を防止すること。 ○切土・盛土などに当たっては、地形の改変を極力避け、急傾斜地や地すべりなどが発生するおそれのある地盤などについては、崖崩れや土砂流出が生じないようにその防止に努めること。 ○下水道未整備地域では、生活排水による水質汚濁を防止するための処理設備を設けること。 ○環境汚染のおそれのある化学物質を排出（製造）する施設を建設する場合は、十分な情報公開を行うとともに、周辺の生活環境への影響を防止する措置を講じること。 ○建設廃材など産業廃棄物の処理処分に当たっては、環境への影響の防止に努めること。 ○雨水の処理に当たっては地下浸透方式などを積極的に導入すること。 ○家畜排せつ物や農作物残渣などを堆肥化し、土壌へ還元すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○十勝川水系の源流域における開発に当たっては、水道水源の濁水や化学物質などによる水質汚濁と水量低下の防止に努めること。 ○源流域におけるかん養林での開発行為に当たっては、水源地域の保水機能の保全に努めること。

●ごみを出さないまちづくり（循環型社会）

市街地区	農村地区	山間地区
<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ分別の徹底、ごみ排出量の減量により、最終処分場の延命化を図ること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○生ごみなどを堆肥化し、土壌へ還元すること。 	

●地球の未来を考えたまちづくり（地球規模での環境保全）

市街地区	農村地区	山間地区
（各地区共通）		
○輸入木材に代わり、繰り返し使用できる鋼製の型枠※1の利用を推進すること。		
○建築物の省エネ構造化など、環境共生型の設備導入に努めること。 ○省エネルギー型、環境対応型機器材への転換を促進すること。	○建築物の省エネ構造化など、環境共生型の設備導入に努めること。 ○省エネルギー型、環境対応型機器材への転換を促進すること。	

●うるおいと安らぎのあるまちづくり（アメニティーの保全と創造）

市街地区	農村地区	山間地区
○既存の自然を活かした公園整備に努め、街路樹などの植栽を行う場合には、地域の特性に配慮した樹種の選定に努めること。 ○周辺景観の維持・向上に資するような緑地の配置に努めること。 ○建築物のデザインは、周辺景観に配慮したものとなるよう努めること。 ○電波障害、日照障害などによる周辺の生活環境への影響の防止に努めること。	○居住地とすることで、騒音、悪臭、崖崩れなどの自然災害、野生生物とのあつれきなど、新たな環境問題が生じるおそれのある居住環境として好ましくない地域への立地は避けること。	○居住環境として好ましくない地域への立地は避けること。

●歴史を大切にしたまちづくり（自然・文化の保存）

市街地区	農村地区	山間地区
○文化財（古建築などの未指定文化財を含む）を保全していくこと。	○古砂丘や十勝坊主など、本市を代表する地形をできる限り保全するよう努めること。 ○文化財（埋蔵文化財などの未指定文化財を含む）を保全していくこと。 ○農村景観の代表的な構成要素である防風保安林を極力保全すること。	○特異な地形・地質などのすぐれた自然風景地やそれらに対する主要な眺望地点の保全に努めること。

※1 鋼製型枠

建物を建築する際に使われる型枠は、従来は木製で使い捨ての消耗品であり、多くは安価な輸入木材を用いていた。この型枠を繰り返し使用できる鋼製にするすることで、木材資源の節約を図ることができる。

Ⅲ. どのような行動をするべきか

帯広市の取り組み

第二期帯広市環境基本計画における枠組み

7つの大きな環境目標

29の基本目標

ページ番号

(生きものとの共生)
人と生きものがともに快適
に暮らせるまちづくり

1. 多様な動植物の生息環境を保全するために・・・13
2. 自然の息吹を感じながら暮らすために・・・15
3. 豊かな河畔林に続く緑の道を守り続けるために・・・17
4. 帯広の生物とその暮らしを守るために・・・18

(公害規制)
みんなが安心して暮らせるま
ちづくり

5. 安全な空気のもとで暮らすために（大気）・・・23
6. 安全な水辺を守るために（水質）・・・25
7. 静かにゆったりと暮らせるように（騒音・振動）・・・27
8. さわやかな空気のもとで暮らすために（悪臭）・・・28
9. 安全な作物をつくりつづけるために（土壌）・・・28
10. 安定した地盤をめざして（地盤）・・・29
11. 安心して暮らすために（化学物質）・・・29

(循環型社会)
ごみを出さないまちづくり

12. 私たちの生活から出るごみを減らすために・・・35
13. ごみを資源として利用するために・・・38

(地球規模での環境保全)
地球の未来を考えたまちづく
り

14. 地球温暖化の防止にむけて・・・42
15. 地域の酸性化を防止するために・・・49
16. オゾン層を破壊しないために・・・50
17. 豊かな森林を守るために・・・51
18. 世界の人々と手を携えた環境保全をめざして・・・52

(アメニティーの保全と創造)
うるおいと安らぎのあるまち
づくり

19. 自然な水辺を取り戻すために・・・55
20. 市街地に身近ないこの場を・・・56
21. きれいなまちで暮らすために・・・57
22. おいしい水の恵みがずっと得られるように・・・58

(自然・文化の保存)
歴史を大切にしまちづくり

23. 歴史が築き上げた文化を大切に・・・61
24. 自然が創りあげた地形を大切に・・・63
25. 自然とともに生きるアイヌの文化を現代に活かす・・・64
26. 地域が育てた景観をまちづくりに活かす・・・65

(市民参加・啓発)
まちづくりは市民の手で

27. まちづくりへの積極的参加をめざして・・・67
28. 自主的な取り組みを進めるために・・・68
29. 十勝の広域的な視点からみた市民ネットワークを
推進するために・・・69

目標を達成するために、私たちは一体何ができるでしょうか？
市民・事業者の立場から取り組めることを、具体的に整理してみました。

1. 毎日の生活の中ですぐに実践できること(市民編)

		関連する基本目標(番号)	
居間や各居室で	【室温を調節するとき】 ○冷暖房の設定温度を適切な値にする(夏28℃、冬20℃)。 ○冷暖房器に頼らず、まず着るもので調節する。 ○カーテンやブラインドなどを活用する。 ○カーテンは天井から床までのものを使う。 ○暖房機器は部屋の広さや用途にあったものを使用し、こまめに温度調節する。 ○部屋の温度調節に自然通気や太陽光を利用する。 ○窓の隙間への目張りや、窓に断熱シート・フィルムを貼るなどの工夫をする。 ○ファンヒーターのフィルターをこまめに掃除する。	→ 5, 14 → 5, 14 → 5, 14 → 5, 14 → 5, 14 → 5, 14 → 5, 14, 15 → 5, 14, 15	
	【電化製品を使うときは】 ○照明を省エネ型の蛍光灯や電球型蛍光灯、LED照明などに取り替える。 ○使っていない部屋の明かりはこまめに消す。 ○むだな外灯は消すようにする。 ○自然光を取り入れる。 ○照明の明るさを維持するために、定期的に掃除する。 ○照明器具を買い換えるときは省エネ型を選ぶ。 ○テレビ・ラジオ・パソコンなどの電源をこまめに切る。 ○電化製品を長時間使用しないときはプラグをコンセントから抜く。 ○楽器やステレオなどは、近所に迷惑にならないように音量をさげる。	→ 5, 14 → 5, 14 → 5, 14 → 5, 14 → 5, 14 → 5, 14 → 5, 14 → 5, 14 → 7	
	洗面所・お風呂場で	【洗面所でできること】 ○歯を磨くとき、うがいの水はコップに汲んで磨く。 ○顔を洗うとき、シンクや洗面器に水を溜めて洗う。 ○手を拭くときはティッシュではなくタオルを使う。	→ 14 → 14 → 12, 14, 17
		【お風呂場でできること】 ○シャワーは流しっぱなしにせず、こまめに止める。 ○お風呂の残り湯を洗濯や掃除、洗車、植木の散水に利用する。 ○お風呂は家族が続けて入り、追い焚きはしない。 ○お風呂のフタはこまめに閉める。 ○給湯器の種火、電源をこまめに切る。	→ 5, 14, 15 → 14 → 5, 14, 15 → 5, 14, 15 → 5, 14, 15

		関連する基本目標 (番号)
台所で	【食事をつくり、食べるときは】	
	○食事は作りすぎず残さないようにする。	→ 12
	○保温調理で、余熱を上手に利用する。	→ 5, 14
	○煮物などの下ごしらえは電子レンジを活用する。	→ 5, 14
	○残った食材はラップやアルミホイルのかわりに保存容器を使う。	→ 11, 12, 14
	○ドレッシング・しょう油などは適量をかけ、皿に残さないようにする。	→ 6, 14
	○コンロの炎をなべの大きさに合わせる。	→ 5, 14
	○バーナー部分をこまめに掃除する。	→ 5, 14
	○お湯は必要な分量だけ沸かし、必ずフタをする。	→ 5, 6, 14
	【食器を洗うときは】	
	○食器の汚れはまず「へら」やボロ布で拭いてから洗う。	→ 6, 14
	○環境にやさしい洗剤を選び、洗剤の使用量を少なくする。	→ 6, 14
	○食器を洗っているときは、水を流しっぱなしにしない。	→ 14
	○給湯器の温度を低く設定する。	→ 14
	○できるだけ洗剤を使わずに食器類を洗う。	→ 6
	○三角コーナーには水切り袋をかぶせる。	→ 6
	○生ごみ受けにごみを溜めないようにする。	→ 6, 8
	【冷蔵庫を使うときは】	
	○冷蔵庫のドアの開閉は少なく手早くする。	→ 5, 14
	○冷蔵庫は詰め込みすぎないようにする。	→ 5, 12, 14
○熱いものは冷ましてから入れる。	→ 5, 14	
○冷蔵庫の温度設定を強めすぎない。	→ 5, 14	
○冷蔵庫は壁から間隔をあけ、風通しを良くして設置する。	→ 5, 14	
【その他の電化製品を使うときは】		
○オーブントースター・電子レンジを長時間使わないときはプラグを抜く。	→ 5, 14	
○炊飯器・電気ポット・コーヒーメーカーなどは、不必要な長時間保温をやめる。	→ 5, 14	
○レンジフードフィルターなどをこまめに掃除する。	→ 5, 14	
トイレで	○再生品のトイレットペーパーを使用する。	→ 13, 14
	○トイレの汚れはこまめに落とす。	→ 6, 14
	○暖房便座は、使わないときにはフタを閉める。	→ 5, 14
	○暖房便座の温度設定は控えめにする。	→ 5, 14
	○温水洗浄便座の洗浄水の温度設定を控えめにする。	→ 5, 14

		関連する基本目標 (番号)	
掃除・洗濯で	【掃除のときにできること】 ○床を整理してから掃除機をかける。 ○掃除機のフィルターをきれいにする。 ○場所に応じて掃除機の強弱を使い分ける。	→ 5, 14 → 5, 14 → 5, 14	
	【洗濯などのときにできること】 ○洗濯に風呂の残り湯を利用する。 ○洗濯はまとめ洗いをし、量にあった水位で洗う。 ○溜めすぎにする。 ○ひどい汚れは、洗濯機に入れる前に軽く汚れを取っておく。 ○洗濯用の合成洗剤や粉石けんは適量を使う。 ○天気がよい日は乾燥機を使わない。 ○洗濯物を干すときはしわをのばし、アイロンがけの時間を短くする。 ○アイロンがけは余熱を上手に利用する。	→ 5, 6, 14 → 5, 6, 14 → 14 → 5, 6, 14 → 6, 14 → 5, 14 → 5, 14 → 5, 14	
	ごみ捨て	○ごみはきちんと分別して出し、リサイクルできるものはごみとして捨てない。	→ 13, 14
		○資源集団回収に参加する。	→ 13, 14, 28
		○ごみは所定の場所へ決められた時間に出す。	→ 8, 21
	外出	【移動するときは】 ○マイカーの使用を控え、徒歩や自転車、公共交通機関を利用する。 ○ノーカーデーを実行する。	→ 5, 14, 15 → 5, 14, 15
		【マイカーを利用するときは】 ○むだな荷物を降ろす。 ○定期的にタイヤの空気圧をチェックする。 ○暖機運転をできるだけ短くする。 ○急発進や急停車を避け、アイドリングストップなどエコドライブを心がける。 ○カーエアコンはこまめに調節する。 ○路上駐車は渋滞の原因となるのでしない。	→ 5, 14, 15 → 5, 14, 15 → 5, 7, 14, 15 → 5, 7, 14, 15 → 5, 14 → 5, 7, 14, 15
		【その他】 ○水筒をできるだけ持参し、「おいしい水」を活用する。 ○長時間の外出時には、可能な電化製品のプラグをコンセントから抜く。 ○タバコの吸い殻や空き缶など、ごみ捨てマナーを守ってできるだけ持ち帰る。	→ 12, 14 → 5, 14 → 21

		関連する基本目標 (番号)
買い物	○マイバッグを持参し、レジ袋を受け取らない。	→ 5, 12
	○過剰包装や本のカバーを断る。	→ 5, 12
	○必要なものだけを買ひ、衝動買いはしない。	→ 5, 12, 14
	○エコマークなど環境ラベルのついた環境にやさしい商品を購入する。	→ 12
	○使い捨ての商品は買わない。	→ 12, 14, 17
	○ばら売りや量り売りを利用する。	→ 5, 12
	○詰め替え用の製品を利用する。	→ 12, 14
	○再生品を購入するようにする。	→ 13, 14
	○リサイクルしやすい商品を買う。	→ 12, 13, 14
	○修理や部品交換がしやすい商品を買う。	→ 12, 14
庭やペット	○市内でとれる農産物を積極的に購入する (地産地消)。	→ 9, 14, 26
	○ラップはポリエチレン系を使用する。	→ 5
	○再生紙や非木材紙を利用した製品を使う。	→ 12, 14, 17
	○散歩時のペットの糞は持ち帰る。	→ 8, 21
	○ペットは責任をもって飼い、決して捨てない。	→ 4, 21
	○ペットによる騒音や悪臭などを起こさない。	→ 7, 8
	○園芸植物などを野山に植えない。	→ 1, 4
	○野生の動植物を無断で採取し、飼育あるいは栽培しない。	→ 1, 4
○庭先などを緑化する。	→ 20	
○庭園ではできるだけ農薬などの化学物質の使用は控える。	→ 11	

2. 積極的に取り組んでみましょう(市民編)

		関連する基本目標(番号)
自然とふれあう	○自然観察会などに参加し、帯広の自然を体験する。	→ 1, 2, 3, 4, 24, 25
	○自然とふれあうときのマナーを身につける。	→ 1, 4, 19, 20
	○野生の動植物を無断で採取しない。	→ 2, 4, 19, 20
	○野生動物に餌を与えない。	→ 4
	○水辺に親しむ。	→ 1, 19
	○ごみは必ず持ち帰る。	→ 1, 4, 19, 20, 21
取り入れる	○太陽光発電、太陽熱温水器などソーラーシステムを導入する。	→ 5, 13, 14
	○車の購入時には、低公害車・低燃費車・小型車を購入する。	→ 5, 14, 15
	○電化製品は、消費電力の小さいものを購入する。	→ 5, 14
	○生ごみを生ごみ堆肥化容器などで堆肥化する。	→ 9, 12, 13
	○雨水をためて植栽への散水や洗車に使う。	→ 13, 14
点検する	○エアコンの室外機は風通しの良い、日の当たらない場所に設置しているか。	→ 5, 14
	○換気扇・炊飯器・電子レンジ・トースターなどは手入れができているか。	→ 5, 14
	○冷蔵庫のドアパッキングが痛んでいないか。	→ 5, 14
	○トイレ・流し・浴室は水漏れしていないか。	→ 5, 14
	○照明器具はほこりなどの汚れで暗くなっていないか。	→ 14
	○ストーブのフィルターがほこりで目詰まりしていないか(2週間に1回程度掃除する)。	→ 5, 14
学び・参加する	○地域の環境保全活動に参加する。	→ 21, 27, 28, 29
	○各種講習会、勉強会、観察会などに参加する。	→ 18, 28, 29
	○環境家計簿をつける。	→ 14, 28, 29
	○環境保全に関するネットワークづくりに取り組む。	→ 18, 28, 29
	○公園の維持管理に積極的に参加する。	→ 19, 20, 27, 28
	○指定文化財を始めとする帯広の財産について知り、これを守り育てる。	→ 23, 24, 25, 26

1. 事業活動や社会貢献活動(事業者編)

		関連する基本目標(番号)
施設の設置	○施設は、良好な大気環境や水環境の確保に配慮しながら、各地域の環境と調和をはかって設置する。	→ 5, 6
	○施設の配置、規模、デザインなどは、地域の環境特性と調和させる。	→ 21
	○広告塔や看板などのデザイン、色、規模、光度等については、地域の特性に応じ、周辺環境と調和させる。	→ 21
	○施設は、歴史的文化的財産の保全に配慮しながら、各地域の環境と調和をはかって設置する。	→ 23, 24, 25
緑地管理	○事業所内の緑地管理では、樹木にやさしい剪定の管理手法を導入する。	→ 2, 3, 4, 20
	○事業所内周辺を、地域の特性に配慮した樹種により緑化する。	→ 2, 3, 4, 20
	○事業所内の緑地から出る落ち葉は、堆肥化して土壌還元する。	→ 13
	○緑地管理には、農薬や化学肥料の使用をできるだけ控える。	→ 11
ハード設備の導入	○適切な排水処理施設の設置など、事業活動による環境汚染を防止する。	→ 1, 4, 6, 11
	○事業所の厨房施設から出た生ごみが、排水中へ混入するのを極力少なくする。	→ 1, 4, 6
	○燃焼設備を更新する場合は、環境への負荷が相対的に少ない燃料を使用する製品に変える。	→ 5, 14
	○排熱や未利用エネルギーの有効利用システムを導入する。	→ 14
	○太陽光などの自然エネルギーを導入する。	→ 14
	○雨水浸透ますや雨水貯留槽など、雨水利用を積極的に進める。	→ 14
	○エレベーターの運転の高度制御ができる建築設備を、規模・用途に応じて導入する。	→ 14
	○空調設備の運転制御ができる建築設備を、規模・用途に応じて導入する。	→ 5, 14
	○小型車輛や電気自動車などの低公害車に転換する。	→ 5, 14, 15
	○省エネ型のOA機器(コンピュータ, プリンタ, ファクシ, コピーなど)や照明機器を規模・用途に応じて導入する。	→ 14
	○電子メールの活用など、ペーパーレスシステムを導入する。	→ 14
	○必要に応じ、トイレに流水音発生装置を設置する。	→ 14
	○事業所内の自動販売機はエネルギー消費のより少ない機種へ変更し、設置数量も最小限におさえる。	→ 14
	○ごみの分別回収ボックスを設置する。	→ 13, 14

	関連する基本目標 (番号)
ソフト設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> ○多頻度小口配送をやめ、発注の平準化や帰り荷の確保、共同輸配送の利用など、物流を合理化する。 → 5, 14, 15 ○ごみを発生させない努力 (減量化計画を立てるなど) をする。 → 12 ○建物のライトアップやネオンサインの時間を短縮する。 → 14 ○使用頻度の少ない時間帯におけるエレベーターの運行を削減する。 → 14 ○冷暖房は必要なときに運転させ、適正な温度設定にする。 → 5, 14 ○昼間は、照明よりも太陽の光を利用する。 → 14 ○ばい煙・悪臭・騒音・振動などの発生防止について配慮する。 → 5, 7, 8 ○包装材、梱包材の回収・再利用化を促進する。 → 14 ○業務車両の整備を定期的に行う。 → 5, 14, 15 ○水漏れをチェックする。 → 14 ○印刷物の作成や報告書などの委託を行うときは、そのページ数や部数を必要最小限度とする。 → 14
社員の行動	<ul style="list-style-type: none"> ○車の利用は必要最小限にする。 → 5, 14, 15 ○帯広型アイドリング・ストップを励行する。 → 5, 14, 15 ○急発進・急加速をしないなど省エネ運転をする。 → 5, 14, 15 ○従業員に公共交通機関の利用を指導する。 → 5, 14, 15 ○事業所内の売店では無料配布の袋を全廃し、各個人に手提げ袋を持参させる。 → 12, 14 ○両面印刷、両面コピー、裏面コピーを徹底する。 → 14 ○シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄などに限定する。 → 13 ○シュレッダーくずや使用済み封筒を再利用する。 → 14 ○使っていない部屋の照明をこまめに消す。 → 14 ○使用しないOA機器をこまめに消す。 → 14
物販購入	<ul style="list-style-type: none"> ○使い捨てではなく長く使えるものを購入・利用する。 → 12, 14 ○環境ラベリング事業対象製品やこれと同等のものを購入する。 → 13 ○トイレトペーパーは再生紙100%のものを使用する。 → 13, 14 ○物品など再生資源を利用した製品を使用する。 → 13 ○環境への負荷の少ない包装材、梱包材を利用する。 → 11, 12, 14 ○コピー用紙は再生紙を使用する。 → 13, 14

		関連する基本目標（番号）
廃棄	<ul style="list-style-type: none"> ○リサイクルできるものは、回収システムを利用する。 ○ものを捨てる前には再考し、出来るかぎり長く使用する。 ○産業廃棄物は適切に処理をする。 ○カーエアコン、冷蔵庫、空調用冷凍機などにおける特定フロン(CFC)及び代替フロン(HCFC、HFC)の冷媒の漏えいを防止するとともに適切に処理する。 ○ハロン消火設備を更新・廃止する際は、特定ハロンを適切に処理する。 ○事業所の厨房施設から出た生ごみは堆肥化して土壌に還元する。 	<ul style="list-style-type: none"> → 13, 14 → 12, 14 → 11 → 14, 16 → 14, 16 → 13, 14
地域社会への貢献・社員教育	<ul style="list-style-type: none"> ○地球環境保全に努める民間団体や行政施策を支援する。 ○地域のNPO、NGOが行う環境改善活動（分別収集、清掃活動、観察会など）に積極的に協力する。 ○情報の公開や地域住民への広報活動の実施など、環境保全に関する協力体制を確保する。 ○地域の環境保全活動に対して、積極的に参加・支援する。 ○環境保全のためのボランティア活動を希望する社員のために、休暇を取りやすい環境づくりを支援する。 ○従業員の意識啓発のため、ISO14000シリーズの考え方や環境保全に関する研修、講演会を計画的に実施し、環境研修を充実させる。 ○社内誌・パンフレットなどにより、従業員に対して定期的に環境問題に関する情報を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> → 27, 28, 29 → 27, 28, 29 → 27, 28, 29 → 27, 28, 29 → 28, 29 → 28 → 28, 29
国際的取組	<ul style="list-style-type: none"> ○海外への環境技術の移転などを積極的に行う。 ○開発途上国からの環境に関する研修生を積極的に受入れる。 ○海外での物品の生産、流通、販売、回収・処理などを行う場合には、その地域での環境への負荷を低減させる。 	<ul style="list-style-type: none"> → 18 → 18 → 17, 18
体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○環境に配慮した経営方針を確立する。 ○環境に配慮した事業活動を推進する体制を整備する。 ○事業活動に伴って生じる直接又は間接的な環境への負荷のうち、事業所で把握できる情報は一元的に管理できるよう帳簿を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> → 27, 28 → 27, 28 → 27, 28

2. 専門的な活動にともなう取り組み(事業者編)

		関連する基本目標(番号)
農林水産業	○河川などへ流出を防止するため、家畜排せつ物の適正な処理をする。	→ 6, 8, 9
	○農地の適正管理により、農地が有する環境保全機能の維持・向上と農地周辺の生態系を保全する。	→ 1, 2, 4
	○防風保安林のもつ緑のネットワーク機能や景観形成機能を保持する。	→ 1, 3, 21, 24, 26
	○農薬や化学肥料の使用量を少なくし、堆肥を活用するなど、環境への負荷が少ない農業を推進する。	→ 9, 11, 26
	○事業活動に必要な原材料・中間製品などは、リサイクル・リユースしたものや、環境に配慮したものを優先的に使用する。	→ 13, 14
	○資源回収や、再生資源の使用、間伐材の活用など、資源を有効利用する。	→ 13, 14
	○内水面漁業とレクリエーション釣業の対象となる在来魚種を持続的に利用できるようにするため、適切な資源の保全・管理する。	→ 4
建設業	○コージェネレーション・システム、地域冷暖房システム、太陽光発電施設の導入など、エネルギーを有効に利用する。	→ 14
	○熱帯木材型枠の使用を削減する。	→ 14, 17
	○再生骨材、再生加熱アスファルト混合物などの建設副産物、再生資材、再生資源間伐材などを利用する。	→ 13, 14
	○低公害型重機を使用する。	→ 5, 14, 15
	○野生生物の生育・生息空間の確保、自然に配慮した工法の採用など、生態系やすぐれた自然を保全する。	→ 1, 4, 22
	○現存する植生を極力残し、地域在来種を活用した緑化をする。	→ 2, 3
	○断熱性向上のため、外気の活用・遮断が可能な建具を採用したり、ひさしの設置や窓ガラスなどの開口部の構造を改良する。	→ 14
	○環境ラベリング事業対象製品を提供する。	→ 12, 14
	○資源回収や再利用のしくみをつくる。	→ 12, 13
	○事業活動に必要な原材料・中間製品などは、リサイクル・リユースしたものや、環境に配慮したものを使用する。	→ 13, 14
	○塗料は有機溶剤などの含有率が低いものを使用する。	→ 11

		関連する基本目標 (番号)
製造・流通・サービス業	○ごみ減量化・資源化協力店に参加する。	→ 12, 13, 14
	○エコマーク商品などの充実や販売コーナーの設置など、環境への負荷の少ない製品を販売する。	→ 12, 14
	○製品のエネルギー消費効率を改善する。	→ 14
	○製品の機能は、過剰としないようにする。	→ 14
	○部品の分離・分解が容易な設計、仕様とする。	→ 12, 13, 14
	○リサイクルが容易な材料を使用する。	→ 12, 13, 14
	○製品を小型化・軽量化させる。	→ 12, 14
	○部品の共通化と長期保存及び製品を長寿命化させる。	→ 12, 13, 14
	○消費者が購入した製品の修理に関する情報提供を積極的に行う。	→ 12, 13, 14
	○省エネルギーのため製造プロセスの改善を推進する。	→ 14
	○工程内でのリサイクルを推進する。	→ 13, 14
	○製造プロセスにおけるゼロエミッション化を推進する。	→ 12, 13
	○簡易包装や量り売り、ばら売りを推進して、包装紙、買い物袋、食品トレイ、ラップなどを削減する。	→ 12, 14
	○詰換式の製品やリターナブル容器入りの製品を販売促進する。	→ 12, 14
	○環境ラベリング事業対象製品を提供する。	→ 12, 13, 14
	○資源回収や再利用のしくみをつくる。	→ 12, 13
	○事業活動に必要な原材料・中間製品などは、リサイクル・リユースしたものや、環境に配慮したものを優先的に使用する。	→ 13, 14
	○塗料は有機溶剤などの含有率が低いものを優先的に購入する。	→ 11
	○集配基地の共同利用など効率的な運輸体制を進める。	→ 5, 14
	○良質燃料の使用、適切な排ガス処理施設や排水処理施設の設置、騒音・振動の防止、化学物質の適正管理など、周辺環境への負荷を低減する。	→ 5, 7, 11
運輸・通信業	○輸送効率や作業性を高めるため、規格化されたパレットやコンテナで製品などを運搬する。	→ 5, 14
	○トラック、バスなどの最新規制適合車への代替など、環境への負荷を低減する。	→ 5, 14
	○公共輸送機関の利用を促進する。	→ 5, 14
	○集配基地の共同利用など効率的な運輸体制を進める。	→ 5, 14

		関連する基本目標 (番号)
エネルギー・水供給業	○発電効率の向上、太陽光・風力等の自然エネルギーの開発・導入など、環境への負荷の少ないエネルギーへ移行する。	→ 5, 14, 15
	○コージェネレーション・システム等の分散型電源の導入や下水廃熱等未利用エネルギーの利用など、多様なエネルギーを活用する。	→ 13, 14
	○用水の回収水使用率の向上、中水や雨水の利用など、循環的に水を利用する。	→ 6, 14
観光業	○エコツーリズムなどの自然とふれあえる観光・余暇活動に関する知見や専門家の育成、利用者への情報の提供など、住民と自然のふれあいを充実させる。	→ 2, 20
	○環境ラベリング事業対象製品を提供する。	→ 12, 13